

福岡市商店街社会課題解決型補助金
審査基準

1. 現状・課題

- 商店街等を取り巻く環境の変化や現状の社会課題を認識しているか？
- 各商店街等の特性や社会課題に応じた事業内容となっているか？
- 来街者のニーズや地域の共感が得られる取組みであるか？

2. 企画内容

- 事業目的が明確であり、その達成のために有効な企画内容となっているか？
- 交付要綱第4条にある社会課題解決につながる企画内容であるか？

【交付要綱第4条】

- (1) 少子化・高齢化、(2) 障がい者支援、(3) 安全・安心、
 - (4) 地域資源活用・農商工連携、(5) 環境問題、(6) 買い物困難者(買い物弱者)、
 - (7) 「新しい生活様式」への対応、
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に重要と認めるもの
- 独創性や話題性に富む企画内容であるか？
 - 商店街の振興につながる企画内容であるか？
 - 地域と連携した企画となっているか？
 - 会員や来街者が楽しく参画できる取組みとなっているか？
 - 事業目的を達成するための工夫(類似した取組みを参考にした工夫等)がみられるか？
 - 翌年度以降、自走して継続することを見込んだ事業内容となっているか？
 - 地域への波及効果(まちづくり、地域貢献、地域コミュニティの視点)が見込めるか？

3. 事業計画

- 事業スケジュールは無理なく達成できるものとなっているか？
- 広報計画は対象や手段など効果的なものとなっているか？
- 事業達成に向けて十分な人員体制となっているか？
- 事業の収支計画は実現可能で妥当なものであるか？
- 事業の継続に向けて、協賛や事業収入を得る取組みはあるか？

4. 効果検証

- 目的達成の基準となる明確な指標は定めてあるか？
- 効果の検証方法は具体的で適切なものであるか？
- 検証結果を今後の取組みに活かす仕組みとなっているか？